

H19.4.2～H21.10.1生まれの者(実施規則附則4条の対象者)が6月から90月にある場合の対応 ※接種間隔については接種医とよくご相談ください。

● 第1期

① 平成22年3月31日までに1回のみ接種を受けた者(4条1項)

H22. 4. 1

90月に至った日



6日以上

接種不可

② 平成22年3月31日までに2回の接種を受けた者(4条1項)

H22. 4. 1

90月に至った日



6日以上

接種不可

③ 平成22年3月31日までに一度も接種を受けていない者(4条2項)

H22. 4. 1

90月に至った日



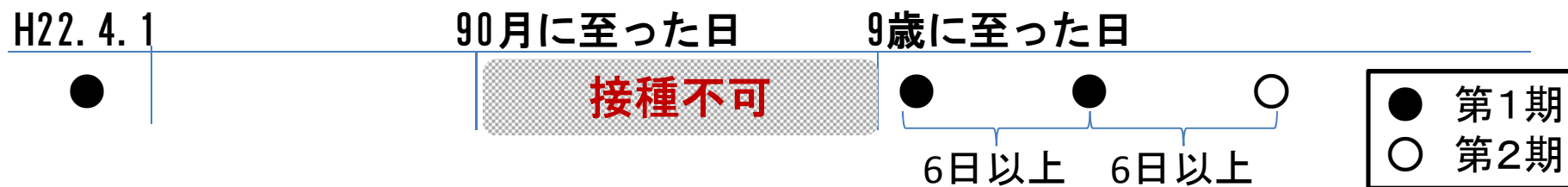
6日以上

6月以上

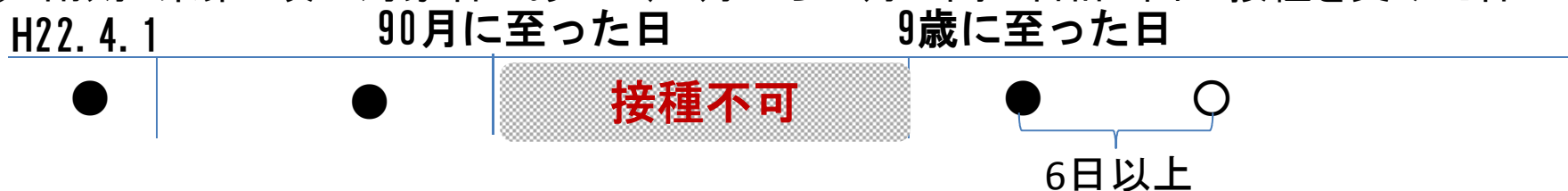
接種不可

H19.4.2～H21.10.1生まれの者(実施規則附則4条の対象者)が9歳に至った後の対応
 (H28.4月1日以降) ※接種間隔については接種医とよくご相談ください。

① 附則4条第1項の対象者であって、6月から90月の間で合計1回の接種を受けた者



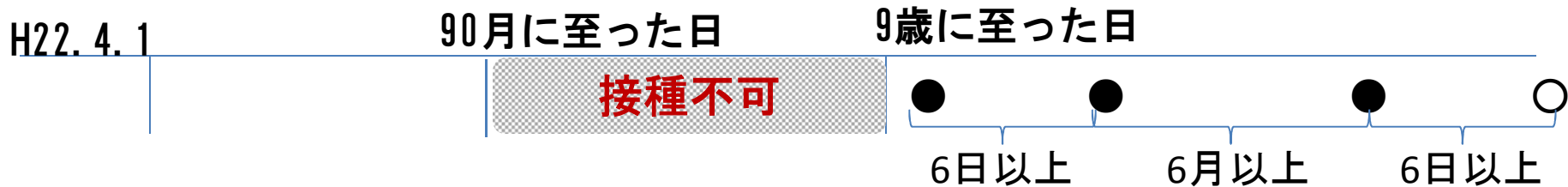
② 附則4条第1項の対象者であって、6月から90月の間で合計2回の接種を受けた者



③ 附則4条第1項の対象者であって、6月から90月の間で合計3回の接種を受けた者



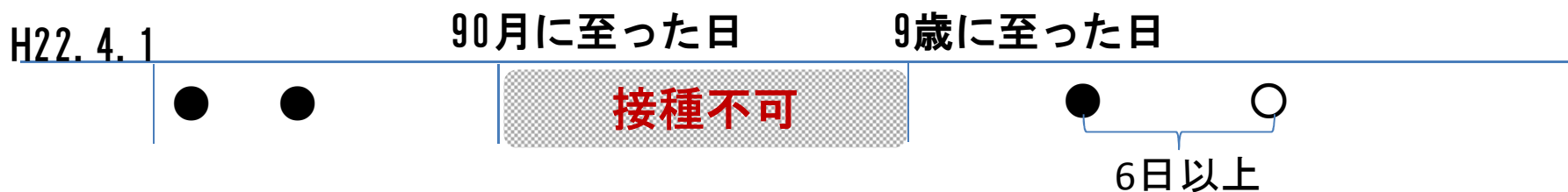
④ 附則4条第2項の対象者であって、6月から90月の間で一回も接種を受けていない者



⑤ 附則4条第2項の対象者であって、6月から90月の間で合計1回の接種を受けた者



⑥ 附則4条第2項の対象者であって、6月から90月の間で合計2回の接種を受けた者



※ 附則4条第2項の対象者であるが、6月から90月の間で合計3回の接種を受けた者
(実施規則十四条に基づいて接種を終えた者)

